

景観づくり地域団体助成実施要綱

平成 06 年 09 月 01 日

平成 22 年 07 月 05 日

平成 24 年 03 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民自身の自主的な景観に配慮したまちづくり活動の促進を図ることを目的として、福岡市都市景観条例（昭和 62 年 3 月 9 日制定，福岡市条例第 28 号，以下「条例」という。）第 28 条の規定により，景観づくり地域団体の活動に要する経費の助成（以下「助成」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は，条例，福岡市都市景観条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるものによる。

(景観づくり地域団体の認定)

第 3 条 景観づくり地域団体は，条例第 24 条第 1 項の認定要件を満たすもので，認定手続きについては，規則第 31 条～第 32 条により行うものとする。

(助成金交付の要件)

第 4 条 前条の規定により認定された景観づくり地域団体が行う活動のうち，助成金交付を受けることのできる活動は，次の各号に該当するものとする。

- (1) 福岡市都市景観形成基本計画で重点整備地区と位置づけられている地区の団体が行う活動のうち，都市景観形成地区指定を目的とするもの
- (2) 良好な都市環境を創造していくことを目的として，地域住民自身が自主的に行うまちづくりのルールづくりに向けた活動
- (3) その活動が，都市景観形成地区指定に不可欠と市長が認めるもの
- (4) その活動が，総会で承認を受けたもので，都市景観形成地区指定を進める上で効果があると市長が認めるもの

(助成の対象)

第 5 条 助成の対象は，第 3 条の規定により認定された景観づくり地域団体の都市景観形成に関する活動に要する経費とし，次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 会議等に要する経費
- (2) 広報に要する経費
- (3) 市民又は住民の参加による催しに要する経費
- (4) 調査又は研究に要する経費
- (5) 関係機関等との連絡調整に要する経費
- (6) その他市長が必要と認める経費

(助成金の額及び期間)

第 6 条 助成金は，単年度につき 50 万円かつ 3 年間を限度として交付する。ただし，市長が必

要と認める場合は、この限りではない。

(助成金の交付手続き等)

第7条 助成金の交付手続き等については、福岡市補助金交付規則（昭和44年4月1日施行、規則第35号、以下「交付規則」という。）によるものとする。

2 交付規則第7条により交付決定通知書を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、事業の円滑な運営を図るため、地方自治法施行令第163条及び交付規則第17条ただし書きに基づき、前金払いを請求できるものとする。

3 助成金の支払いを請求するときは、本市指定の請求書により行うものとし、市長は、請求書の提出があったときは、助成団体に助成金を交付するものとする。

4 交付規則第14条に規定する実績報告書の提出は、当該年度の3月15日までとする。

(注意義務)

第8条 助成団体は、この要綱に定める事項を遵守し、助成金の使途を明確にしなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。